

私立高等学校等、

年収約700万円未満世帯 授業料実質無償化、 非課税世帯まで 入学金実質無償化予定

令和2年第1回神奈川県議会定例会の審議を経た上で決定されます。

神奈川県では、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、授業料・入学金の補助(返還不要)を行っています。令和2年度は、国の就学支援金の支給上限額引上げに伴い、県の学費補助金を見直し、授業料については、年収約700万円未満の世帯の方に対して444,000円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税(年収約270万円未満)世帯の方に対して208,000円まで支援します。

年収約590万円以上700万円未満世帯の補助額(年額) ※1

| |
|--------------------|
| 令和元年度 授業料補助 |
| 193,200円 ※2 |

250,800円
増額

| |
|--------------------------------------|
| 令和2年度(予定) 授業料補助 |
| 444,000円 ※2 (県内私立高校の平均授業料) |

非課税(年収約270万円未満)世帯までの補助額(年額) ※1

| |
|--------------------|
| 令和元年度 入学金補助 |
| 100,000円 ※3 |

108,000円
増額

| |
|--------------------------------------|
| 令和2年度(予定) 入学金補助 |
| 208,000円 ※3 (県内私立高校の平均入学金) |

- ※1 年収はあくまで目安であり、所得区分の判定は裏面の「区分の判定」のとおり行います。
- ※2 就学支援金(国の制度)と学費補助金(県の制度)の合計額です。
- ※3 学費補助金(県の制度)です。

授業料補助と入学金補助を合わせると、
非課税世帯までの方に対しては、**最大652,000円**、
年収約700万円未満の世帯の方に対しては、**最大544,000円**支援!

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

神奈川県 学費支援

検索

<参考> 県内私立高校の入試情報

私立高校では、2月中旬以降も**生徒の募集**の受付を行う学校があります。

2月18日に県ホームページで最新情報を掲載予定です。なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問合せください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/cnt/f450153/index.html>



令和2年度の授業料・入学金補助額（年額）

○ 区分の判定 は、次のとおり行います。

| | | | |
|---------|-------------------|----------------|--|
| ① 就学支援金 | 授業料補助 | 令和2年4月～6月分 | 令和元年度(平成31年度)の「県民税・市町村民税 所得割額の合算額」(父母合計額) |
| | | 令和2年7月～令和3年3月分 | 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1」(父母合計額) |
| ② 学費補助金 | 授業料補助 | 令和2年4月～令和3年3月分 | 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1」(父母合計額) |
| | 入学金補助(100,000円まで) | | 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1」(父母合計額) |
| | 入学金補助(208,000円まで) | | 令和2年度の「県民税・市町村民税 所得割額の合算額」(父母合計額) |

○ 以下の「年収の目安」は、あくまでも目安であり所得控除の状況などにより変わります。

| 年収の目安 | 約270万円未満 | 約590万円未満 | 約700万円未満 | 約750万円未満 | 約910万円未満 | 約910万円以上 |
|-----------------------------------|------------------|----------------|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|
| 県民税・市町村民税 所得割額の合算額 | 生活保護 (1月1日時点) | 0円 (非課税) | 257,500円 未満 | 507,000円 未満 | | 507,000円 以上 |
| 市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額※1 | 生活保護 (1月1日時点) | 154,500円 未満 | 約200,000円 (3月末頃決定予定) | 約220,000円 (3月末頃決定予定) | 304,200円 未満 | 304,200円 以上 |

| 項目 年収 | 授業料補助 (①就学支援金+②学費補助金) 上限額 ※2 | 入学金補助 (②学費補助金) 上限額 ※2 | 授業料補助の内訳(円) | |
|----------|------------------------------------|-----------------------------|-------------|--------|
| | | | ①就学支援金 | ②学費補助金 |
| 約270万円未満 | 444,000円 実質無償! | 208,000円 ※3 実質無償! | 396,000 ※4 | 48,000 |
| 約590万円未満 | | 100,000円 ※3 | | |
| 約700万円未満 | 118,800 | | 325,200 | |
| 約750万円未満 | | | 74,400 | |
| 約910万円未満 | 118,800円 | 対象外 | | 対象外 |

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

※2 学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

※3 「②学費補助金」が対象の方のみ、支給されます。また、学校への納付額から県立高校入学金を控除した金額が補助額を下回る場合、その金額が上限となります。

※4 通信制は297,000円が限度額です。396,000円との差額は「②学費補助金」から支払われます。

① 就学支援金(国の制度) …… 県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。

② 学費補助金(県の制度) …… 県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に在学する方のみ申請できます。

【区分の判定に必要な、「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除」の確認方法】

課税証明書に「市町村民税(所得割)の課税標準額(課税所得額)」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。課税証明書に記載されていない場合は、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)を活用して、ご自身の市町村民税の課税標準額(課税所得額)などを確認することができます。

なお、利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

～マイナポータルについてのご不明点は、こちらにお問い合わせください～

内閣府 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

→音声ガイダンス「4番：マイナポータルに関するお問合せ」をご選択ください。

マイナポータルHP



その他の補助制度(返還不要です)

③ 神奈川県高校生等奨学給付金… 生活保護(生業扶助)世帯又は住民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。令和2年度は非課税世帯(全日制等(第1子))の補助額が103,500円に増額予定です。

貸付の制度(返還が必要です)

④ 神奈川県高等学校奨学金 …… 学資の援助を必要とする高等学校等生徒に奨学金の貸付を行う制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

問合せ 神奈川県教育委員会財務課 Tel. 045-210-8251(直通)

⑤ 母子父子寡婦福祉資金 …… ひとり親家庭の子ども等の修学等に当たって、福祉資金の貸付を行う制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

問合せ 市にお住まいの方：各市役所(福祉事務所)、町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所